

# 平成 2 6 年 度 研 修 計 画

平成 2 5 年 1 2 月

自 治 大 学 校

# 目 次

基本方針	1
Ⅰ 研修概要	
一般研修課程	
第1部課程	2
第2部課程	6
第1部・第2部特別課程	10
第3部課程	13
専門研修課程	
政策専門課程	16
税務専門課程 税務・徴収コース	18
税務専門課程 会計コース	21
監査・行政評価専門課程	24
特別研修	
修士課程連携特別研修	27
医療政策短期特別研修	28
人材育成特別研修	29
Ⅱ 推薦方法等	
推薦方法等	31
様式1 研修生推薦書	33
様式2 履歴書	35
別表1 研修に要する経費	36
別表2 平成26年度研修期間及び推薦受付期間一覧	38

## 基本方針

自治大学校の主要な任務は、地方公務員のための中央研修機関として、全国レベルで行うことが望ましい地方自治に関する高度の研修を行うことにあります。これにより、地方公務員の資質を向上するとともに、勤務能率を増進し、もって地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を期することを目的としています。

地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大するなかで、時代の変化に対応できる人材を積極的に育成することが求められています。自治大学校では、地方自治の新時代を担う地方公務員にとって必要な能力を総合的に養成することを目指し、研修内容の充実強化を図っており、平成26年度においても、こうした考え方にに基づき各研修課程を実施します。

まず、一般研修課程では、住民協働、政策法務、防災・危機管理など時代のニーズに応える課目をはじめとして、まちづくり、地域活性化、環境問題、保健・医療・福祉、電子自治体等、公共政策、行政経営の各分野について体系的かつ重点的な研修を実施します。また、今日の地方公共団体における政策の推進、行政課題の解決に役立つよう、法制・経済や地方行財政制度等に関する課目を充実します。

さらに、演習を自治大学校の研修の特色と位置づけ、地域経済の再生、少子高齢社会対策といった地方公共団体が直面する政策課題について、講義の受講にとどまらず、研修生が主体的に取り組む政策立案研究、事例演習などに、多くの時間を割り当てるとともに、条例立案演習などにより実務的、実践的な能力を養成します。

長期かつ広範な研修を行う第1部課程、第2部課程では、研修参加者自身による研修目標の設定、研修成果の評価を通じて、研修効果の増大、業務への着実なフィードバックを実現するため、「能力評価・目標達成シート」の活用、研修の振返りをを行います。

次に、専門研修課程については、特定の行政分野に必要とされる高度な知識、実務処理能力の充実を図るため、最新の状況を踏まえた講義や実践的な演習等を重点的に実施することとしています。

政策専門課程は、約3週間という研修期間で問題発見・解決能力を強化することを目指し、政策課題研究等の演習に重点を置き、夏・秋の年2回実施します。監査専門課程を再編した監査・行政評価専門課程では、より効果的かつ効率的な行財政運営を担う職員の養成に向け、監査の実務、理論だけでなく行政評価、内部統制に係る課目も含めた実践的な研修を実施します。

また、自治大学校の中央研修機関としての役割を更に強化し、より高度かつ専門的な知識・能力を備えた自治体職員等を育成するため、他の高等教育機関と連携した「修士課程連携特別研修」及び「医療政策短期特別研修」の2つの特別研修に加えて「人材育成特別研修」を新たに実施することとしています。

## 第 1 部 課 程

### 1 目 的

都道府県及び市の中堅幹部として必要な政策形成能力及び行政管理能力を修得し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対する高度の研修を行います。

### 2 研修課目

#### ア 講義課目

##### (ア) 法制・経済

地方自治に重要な関連を有する基本的な法制、経済、財政等に関する高度の知識を修得するための課目により編成します。

##### (イ) 地方行財政論

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度の知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

##### (ウ) 公共政策論

政策科学の新しい成果を取り入れつつ、公共政策の基礎理論、公共政策の基本的手法等の地方公共団体の政策課題を分析し、評価するために必要な知識を修得するとともに、これらを地方公共団体の政策形成に応用する能力を養成するための課目により編成します。

##### (エ) 行政経営論

地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基礎理論、全体の奉仕者としての公務員の在り方、効率的な行政運営手法等に関する知識及び技能を修得するとともに、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。

#### イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例について、政策研究、集団討議等の方法を通じて、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、課題解決のための政策提言を目指して政策形成過程を体験する政策立案研究、地方公共団体の現場が直面する課題実例を持ち寄る事例演習、条例を活用した政策立案のための条例立案演習、論点整理・論理構築による課題解決能力を養うディベート演習など多彩な技法を活用します。

#### ウ 講師養成課目

地方自治制度及び地方公務員制度に関する研修講師を養成するための課目により編成します。なお、この課目を履修し、職員研修の講師として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体職員研修講師」として認定します。

#### エ その他

長期の研修で何を得心かの目標設定、目標を自覚した研修参加、研修成果の自己評価等を通じて、研修受講生一人一人がより大きな成果を上げられるよう、「能力評価

・目標設定シート」を活用し「研修の振返り」を実施し、業務へのフィードバックにつなげます。

### 3 対 象

- ①都道府県の職員
- ②指定都市、中核市、特例市の職員（特別区を含む）
- ③都道府県又は市を構成団体とする一部事務組合等の職員
- ④一般市及び町村については、特に要望がある場合は対象とします。

### 4 研修期間

第122期 平成26年4月8日（火）から9月5日（金）まで  
（期間中、4月26日（土）から5月6日（火）までの間、6月20日（金）から6月23日（月）までの間及び8月9日（土）から8月17日（日）までの間は、休校期間とします。）

第123期 平成26年10月15日（水）から平成27年3月13日（金）まで  
（期間中、11月22日（土）から11月25日（火）までの間、12月27日（土）から平成27年1月5日（月）までの間及び2月7日（土）から2月11日（水）までの間は、休校期間とします。）

### 5 定員

各期 100名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として各期2名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

一部事務組合等にあっては原則として各期1名。

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に都道府県、政令指定都市、一部事務組合等における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。

ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載

してください。)

(5) 推薦の方法等については、31頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

また、主要な研修課目については、研修期間中において、研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、本人及び所属団体へ連絡いたします。

第1部課程のカリキュラムの概要

465		公 共 政 策	行 政 経 営
講義	総論		
289	215	<b>【法制経済】</b> 憲法（*） 18 行政法（*） 28 民法（*） 24 経済学（*） 12 財政学 8 経済金融政策 6 今後の日本経済 2 ----- 98	
		<b>【公共政策総論】</b> 公共政策の基礎理論 8 政策形成の手法と戦略 5 データを活用した政策形成 4 地域の特性と地域づくり 4 ----- 21	<b>【地方行政論】</b> 地方自治制度（*） 24 地方公務員制度（*） 14 地方税財政制度（*） 16 地方行政の課題 1 今後の地方財政改革の展望 1 地方財政のマクロとミクロを見る視点 4 ----- 60  <b>【行政経営総論】</b> 自治体行政学 12 行政経営の理論と実践 4 リーダーシップ論 2 人間関係論 4 マネジメントと評価 3 公共サービス改革とPPP 5 地方公会計改革 2 地方自治監査論 2 比較地方自治論 2 ----- 36
	各論		
	74	<b>【公共政策各論】</b> 電子自治体と地方行政の展開 4 マイナンバー制と地方行政 1 住民協働 2 行政と人権 2 産業政策各論 6 （産業、農業、雇用） 社会保障政策各論 9 （年金、医療、福祉） 環境政策各論 4 教育文化政策各論 2 観光振興 2 まちづくりの現状と課題 4 災害危機管理 2 ----- 38	<b>【行政経営各論】</b> 自治体の公文書管理 1 情報公開と個人情報保護 2 政策法務 10 自治体訟務 10 自治体広報戦略 2 自治体の資金調達 2 自治体職員とメディア・リテラシー 2 NPOと行政 2 議会との関係 2 組織・行政の危機管理 2 行政対象暴力対策 1 ----- 36
演習	153	政策立案研究（*） 89 テーマ分野 行政経営・住民協働 経済活性化・産業振興 医療・福祉・環境 教育・文化振興 まちづくり・交通政策 災害・危機管理 事例演習（*） 27 「テキスト型、持寄型、ディベート型」 ----- 116	条例立案演習 14 ファシリテーション演習 5 地方分権対応演習 10 （義務付け枠付け見直し対応研究） 講師養成課目 8 オリエンテーション (1) プレゼンテーション講義 (1) スピーチ演習 (3) 模擬講義演習 (3) ----- 37
その他	23		校長講話 1 特別講演・首長講演 2 自治体最前線 1 卒業生講話 1 実践・ボイストレーニング 1 体育 4 効果測定 8 研修の振り返り時間 1 入校式等行事 4 ----- 22
eラーニング	実施課目	地方自治制度（*） 地方公務員制度（*） 地方税財政制度（*） 憲法（*） 民法（*） 行政法（*） 経済学（*） 自治体経営の基礎知識 地域経営の基礎知識	（*）は講義、効果測定を行う課目であり、 eラーニングにより予習、復習を行う。  eラーニング修了課目については、当該 課目の効果測定の評点に加味する。

(注) 1 数字は時限数(1時限=70分)

2 \*印は、試験、レポート等による効果測定を行う課目

## 第 2 部 課 程

### 1 目 的

市町村（政令指定都市を除く）の中堅幹部として必要な政策形成能力及び行政管理能力を修得し、かつ、公務員としての使命感、管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対する高度の研修を行います。

### 2 研修課目

#### ア 講義課目

##### (ア) 法制・経済

地方自治に重要な関連を有する基本的な法制、経済等に関する高度の知識を修得するための課目により編成します。

##### (イ) 地方行財政論

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度の知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

##### (ウ) 公共政策論

政策科学の新しい成果を取り入れつつ、公共政策の基礎理論、公共政策の基本的手法等の地方公共団体の政策課題を分析し、評価するために必要な知識を修得するとともに、これらを地方公共団体の政策形成に応用する能力を養成するための課目により編成します。

##### (エ) 行政経営論

地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基礎理論、全体の奉仕者としての公務員の在り方、効率的な行政運営手法等に関する知識及び技能を修得するとともに、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。

#### イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例について、政策研究、集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、課題解決のための政策提言を目指して政策形成過程を体験する政策立案研究、地方公共団体の現場が直面する課題実例を持ち寄る事例演習など多彩な技法を活用します。

#### ウ 講師養成課目

地方自治制度及び地方公務員制度に関する研修講師を養成するための課目により編成します。なお、この課目を履修し、職員研修の講師として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体職員研修講師」として認定します。

#### エ その他

長期の研修で何を求めるかの目標設定、目標を自覚した研修参加、研修成果の自己評価等を通じて、研修受講生一人一人がより大きな成果を上げられるよう、「能力評価



・目標設定シート」を活用し「研修の振り返り」を実施し、業務へのフィードバックにつなげます。

### 3 対 象

- ①市町村（指定都市を除く。以下同じ。）の職員
- ②市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

第170期 平成26年5月8日（木）から7月17日（木）まで  
（期間中、6月20日（金）から6月23日（月）までの間は、休校期間とします。）

第171期 平成26年10月7日（火）から12月18日（木）まで  
（期間中、11月22日（土）から11月25日（火）までの間は、休校期間とします。）

第172期 平成27年1月6日（火）から3月19日（木）まで  
（期間中、2月7日（土）から2月11日（水）までの間は、休校期間とします。）

### 5 定員

各期 160名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として各期1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に市町村、一部事務組合等における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。  
ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。）。
- (5) 推薦の方法等については、31頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

また、主要な研修課目については、研修期間中において、研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、本人及び所属団体へ連絡いたします。

第2部課程のカリキュラムの概要

239		公 共 政 策	行 政 経 営
講義	総論	<b>【法制経済】</b>	
		憲法	6
	126	94	行政法(*) 民法(*) 経済学(*)
		41	
		<b>【公共政策総論】</b> 公共政策の基礎理論 4 政策形成の手續と戦略 4 ----- 8	<b>【地方行政財政論】</b> 地方自治制度(*) 12 地方公務員制度(*) 8 地方税財政制度(*) 9 地方税制の原則と改革の課題 2 ----- 31 <b>【行政経営総論】</b> 自治体行政の諸課題 4 行政経営の理論と実践 2 組織マネジメントの基礎 2 公共サービス改革と官民連携 2 公会計改革とこれからの自治体の財政運営 2 地方自治監査論 2 ----- 14
	各論	<b>【公共政策各論】</b> 地域政策とまちづくり 2 地域コミュニティと行政 2 地域福祉と自治体の政策 3 地域経済の活性化と産業政策 2 地域医療の課題と展望 2 自治体環境政策の課題と展望 2 災害危機管理 2 ----- 15	<b>【行政経営各論】</b> 情報公開と個人情報保護 2 政策法務 4 自治体訟務 6 組織、行政の危機管理 2 自治体職員とクレーム対応 2 行政対象暴力対策 1 ----- 17
演習	94	政策立案研究(*) 53 事例演習(*) 19 ----- [テキスト型、持寄型] 72	条例立案演習 11 ファシリテーション演習 3 講師養成課目 8 オリエンテーション (1) プレゼンテーション講義 (1) スピーチ演習 (3) 模擬講義 (3) ----- 22
その他	19	校長講話 1 特別講演・首長講演 2 自治体最前線 1 実践・ボイストレーニング 1 体育 2 効果測定 7 研修の振り返り時間 1 入校式等行事 4 ----- 19	
eラーニング		実施課目 地方自治制度(*) 地方公務員制度(*) 地方税財政制度(*) 憲法 民法(*) 行政法(*) 経済学(*) 自治体経営の基礎知識 地域経営の基礎知識	(*)は講義、効果測定を行う課目であり、 eラーニングにより予習、復習を行う。  eラーニング修了課目については、当該 課目の効果測定の評点に加味する。

(注) 1 数字は時限数(1時限=70分)

2 \*印は、試験、レポート等による効果測定を行う課目

## 第 1 部・第 2 部特別課程

### 1 目 的

都道府県及び市町村の中堅幹部として必要な政策形成能力及び行政管理能力を修得し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生のうち長期間の宿泊研修に参加できない者に対する高度の研修を行います。

### 2 研修課目

#### (1) eラーニング等による事前履修

約 3 週間という限られた研修期間で所期の目的を達成するため、eラーニングの所定の課目を入校までに履修、修了することとします。

##### ① 必修課目

地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度の 3 課目を必修とします。

なお、3 課目のうち 1 課目を選択し、所定の課題についてレポートを作成、提出します。

##### ② 任意課目

憲法、行政法、民法、経済学、自治体経営の基礎知識、地域経営の基礎知識の 6 課目については、履修を任意とします。

#### (2) 宿泊研修

##### ア 講義課目

##### (ア) 地方行財政論

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度の知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

##### (イ) 公共政策論

新しい行政課題に対応するため、公共政策の基礎理論等を修得するとともに、これらを地方公共団体の政策形成に応用する能力を養成するための課目により編成します。

##### (ウ) 行政経営論

地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基礎理論、全体の奉仕者としての公務員の在り方、効率的な行政運営手法等に関する知識及び技能を修得するとともに、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。

##### イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例を題材とした集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力

等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。

### 3 対 象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

#### 第27期

eラーニング履修 平成26年5月中旬から9月上旬まで

※ 5月中旬に事前オリエンテーションを実施します。

派遣団体においては、研修生の出席について配慮をお願いします。

宿泊研修 平成26年9月9日（火）から10月3日（金）まで

### 5 定員

140名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあつては、合併前の市町村数に相当する数。

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であつて、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。  
ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。）。
- (5) 推薦の方法等については、31頁以降を参照してください。

### 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、宿泊研修は、全寮制により行います。

## 第1部・第2部特別課程のカリキュラムの概要

### eラーニング

研 修 課 目	内 容
<必修課目> 地方自治制度 地方公務員制度 地方税財政制度  <任意課目> 憲法 行政法 民法 経済学 自治体経営の基礎知識 地域経営の基礎知識	<必修課目> eラーニング研修 レポート提出1回(3課目から1課目を 選択)  <任意課目> eラーニング研修  (注)必修課目については、入校決定 後、宿泊研修の開始(入校)までに 履修、修了すること。

### 宿 泊 研 修

80		公 共 政 策	行 政 経 営
講 義	総 論	<b>【公共政策総論】</b>  公共政策の基礎理論 4 <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> 4	<b>【地方行財政論】</b>  地方自治制度 7 地方税財政制度 6 地方公務員制度 5 行政法 2 最近の経済情勢 2 <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> 22
51	26		
	各 論	<b>【公共政策各論】</b>  地域政策とまちづくりの課題 2 地域経済の活性化と産業政策 2 地域福祉をめぐる課題と展望 2 自治体環境政策の課題と展望 2 災害危機管理 2 住民協働政策論 2 <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> 12	<b>【行政経営論】</b>  行政経営の理論と実践 3 自治体行政の諸課題 2 人間関係論 2 マネジメントと評価 2 組織、行政の危機管理 2 ワークライフバランス 2 <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> 13
演 習	22	事例演習(*) 19 [テキスト型、持寄型]	ファシリテーション演習 3
その他	7	校長講話 1 特別講演・首長講演 2 入校式等行事 4 <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> 7	

(注) 数字は時限数(1時限=70分)。

## 第 3 部 課 程

### 1 目 的

都道府県及び市町村の管理者として必要な政策形成能力及び行政管理能力の増進を行い、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を高揚することを目的として、幹部職員等に対する高度の研修を行います。

広域自治体、基礎自治体のそれぞれのあり方、役割分担などその関係が根本から議論されている昨今の情勢や、都道府県・市町村が連携で対応すべき課題の増大等を踏まえ、研修課目についても、広域自治体、基礎自治体の双方の共通課題という視点から構成し、双方の職員の相互理解、連携を深めます。

### 2 研修課目

#### ア 講義課目

地方公共団体における公共政策及び行政経営に関する高度の知識の修得、現下の地方自治の課題及びその背景となる政治、経済等の分野にわたる広範な見識の修得及び効率的な行政運営手法等に関する知識を修得するための課目により編成します。

#### イ 演 習

現実の事例を題材とした集団討議等の方法を通じ、新しい政策課題に対応して問題を発見、解決する能力を育成するための事例演習、危機管理能力など管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。

### 3 対 象

- ①都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

第105期 平成26年7月8日（火）から7月31日（木）まで

### 5 定員

140名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名。

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に都道府県、市町村一部事務組合等における課長又はこれらに相当する職以上の職にある職員。

(4) 推薦の方法等については、31頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、宿泊研修は、全寮制により行います。



### 第3部課程のカリキュラムの概要

80		公 共 政 策	行 政 経 営
講 義	総 論	<b>【公共政策総論】</b> 公共政策の視点 2 最近の経済情勢 2 <hr style="width: 100%;"/> 4	<b>【地方行財政論】</b> 地方行政の課題 2 地方税財政の課題 2 行政法 2 比較地方自治 2 都道府県と市町村の連携 2 <hr style="width: 100%;"/> 10
49	14		
	各 論	<b>【公共政策各論】</b> 地域特性とまちづくり戦略 2 地域産業の再生と雇用の確保 2 地域福祉をめぐる課題と展望 2 地域医療の課題と展望 2 自治体環境政策の課題と展望 2 ICTを活用した行政の新展開 2 中心市街地活性化の戦略 2 災害危機管理 2 <hr style="width: 100%;"/> 16	<b>【行政経営論】</b> 行政経営の理論と実践 2 自治体経営管理論 3 自治体組織管理論 2 自治体のガバナンス 3 実践 自治体の危機管理 2 人事戦略とコンピテンシー 2 コミュニケーションの理論と実践 2 組織マネジメントの基礎 2 行政対象暴力対策 1 <hr style="width: 100%;"/> 19
演 習	24	事例演習 19 [持寄型] <hr style="width: 100%;"/> 19	危機管理・広報対応演習 5 <hr style="width: 100%;"/> 5
7	7	校長講話 1 特別講演・首長講演 1 自治体最前線 1 入校式等行事 4 <hr style="width: 100%;"/> 7	
その他	7		

(注) 数字は時限数(1時限=70分)。

## 政 策 専 門 課 程

### 1 目 的

地方分権改革が進展する中、社会保障、環境、産業振興、防災・危機管理など公共政策の各分野における諸課題に迅速に対応し、的確な政策が展開できる能力を有する職員を養成することを目的として、高度かつ実践的な研修を行います。

### 2 研修課目

#### ア 講義課目

公共政策の基礎理論、政策形成の手續等の公共政策総論のほか、社会保障、環境、産業振興、防災・危機管理など公共政策の各分野の課目により編成します。

#### イ 演 習

地方行政に関する課題、事例を題材としたグループ研究により、地域の課題を発見、解決する能力を養う政策課題研究や条例による地域課題の解決を目指す条例立案演習を行います。

### 3 対 象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

第 9 期 平成 26 年 7 月 23 日（水）から 8 月 8 日（金）まで

第 10 期 平成 26 年 10 月 21 日（火）から 11 月 7 日（金）まで

### 5 定員

各 120 名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として各期 2 名

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。

(4) 推薦の方法等については、31頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

### 政策専門課程のカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 公共政策総論	4	3 演習	30
公共政策の基礎理論	2	政策課題研究	
政策形成の手続きと戦略	2	条例立案演習 地域づくり人 育成演習	
2 公共政策各論	20	4 その他	6
各分野の動向と課題		校長講話	1
社会保障改革		特別講演・首長講演	1
地域医療		入校式等行事	4
地域福祉政策			
地域産業政策			
観光政策			
国際化対応政策			
まちづくり			
防災・危機管理対策			
等		合 計	60

(注1) 演習については、第9期は「政策課題研究」と「地域づくり人 育成演習」、第10期は「政策課題研究」と「条例立案演習」の組み合わせを予定しています。

(注2) 「地域づくり人 育成演習」は総務省自治大学校と同地域力創造グループが共同で企画・運営を行います。

# 税務専門課程

## ○ 税務・徴収コース

### 1 目的

地方税の公平かつ確実な賦課・徴収を実現するため、地方税の賦課、徴収に携わる職員の資質を向上させることを目的として、税務職員に対する高度の研修を行います。

### 2 研修課目

地方税を取り巻く課題、地方税法、国税徴収法ほかの関係法規、徴収実務（財産調査など）等、税務部門の幹部職員に求められる知識、技能を修得するための課目により編成し、ロールプレイングなどの演習も含めた実践的な内容とします。

なお、このコースを修了し、研修期間中に行う効果測定において、徴収実務の指導者として必要な知識及び技能を有すると認められる者については「地方税徴収事務指導者」として認定します。

### 3 対象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

第12期 税務・徴収コース

平成26年8月19日（火）から10月1日（水）まで

### 5 定員

120名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 地方税の賦課徴収に関する基礎的な知識を有する者で、主として地方税の賦課・徴収事務を管理監督し、かつ、他の職員を管理監督する地位にある者。

(注)具体的には、現に地方公共団体における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員で、税務事務の経験がある職員（原則として30歳以上50歳未満）とします。

(4) 推薦の方法等については、31頁以降を参照してください。

## 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

税務専門課程税務・徴収コースのカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 地方税を取り巻く課題	1 6	4 滞納処分	5 4
地方税制の展望	2	国税徴収法通則	5
都道府県税の当面の課題	2	財産調査	7
市町村税の当面の課題	1	納付能力調査	8
税務事務と個人情報	2	動産・有価証券の差押え	4
税務争訟	4	債権の保全・回収	5
徴収事務のマネジメント	5	不動産の差押え	3
		その他の財産の差押え	3
2 地方税法総則	3 2	交付要求・参加差押え	3
通則等	5	財産の換価・配当	6
連帯納税義務	2	演習課題検討	1 0
納税義務の承継	3		
第二次納税義務	3	5 演習	2 0
地方税と他の債権との調整	7	地方税演習	5
納税の猶予・担保の徴取	5	先進事例研究	4
滞納処分の執行停止	2	ロールプレイング	8
演習課題検討	4	話法・交渉術	2
		行政対象暴力対策	1
3 関係法規	1 8		
破産法・民事再生法	5	6 その他	5
民事執行法	6	校長講話	1
滞調法	5	入校式等行事	4
国税犯則取締法	2		
		合 計	1 4 5

## ○ 会計コース

### 1 目的

都道府県及び市町村の上級税務・会計職員として必要な知識を充実することを目的として、税務・会計職員等に対する高度の研修を行います。

### 2 研修課目

企業会計における国際基準の動向や地方公会計改革の現状などを踏まえ、簿記及び会計学から税法、経営分析に至るまで幅広い内容のものとして、地方公共団体の上級税務・会計職員として必要な知識を修得するための課目により編成し、簿記会計学通信研修において4回の通信添削を行った後、税務・会計研修を行います。

### 3 対象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

#### 第32期 会計コース

簿記会計学通信研修	平成26年4月上旬から6月中旬まで ・3月中旬に通信研修オリエンテーションを実施。 経費負担は別表1注2(4)を参照
税務・会計研修	平成26年7月1日(火)から9月30日(火)まで (期間中、8月9日(土)から8月17日(日)までの間は、休校期間とします。)

### 5 定員

70名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名。

### 7 選考の基準

税務会計特別コースは、税理士法に基づく指定研修として位置付けられているものです。推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。
  - ア 「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活(学校生活及び寮生活)を支障なく行うことができる者であることとします。
  - イ 「高度の研修」を受けさせるにふさわしい者であることの基準は、地方公共団体

における税務行政に係る所定の研修を修了していることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に都道府県、市町村、一部事務組合等における上級税務職員であって、入校日現在における税務事務経験年数が、大学卒業者においては4年以上、その他の者においては10年以上の者。

(4) 年齢については、入校日現在において43歳未満であることとします。

ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。）。

(5) 簿記の知識が、日本商工会議所、社団法人全国経理学校協会又は財団法人全国商業高等学校協会主催の簿記検定試験2級以上（ただし、通信研修等により簿記2級相当のレベルに達する見込みの者も含む）の者。

(6) 推薦の方法等については、31頁以降を参照してください。

8 税務会計特別コースでは、簿記会計学通信研修及び税務会計研修の修了試験の成績がともに基準点を上回った者に対し、合格証書を授与します。

なお、合格の基準点は、簿記会計学通信研修については、各課目（2課目）の得点の満点に対する割合が60%以上とし、税務会計研修の修了試験については、各課目（5課目）の得点の満点に対する割合が60%以上とします。

9 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学ホームページに掲載いたします。

なお、税務会計研修は、全寮制の宿泊研修により行います。



## 税務専門課程会計コースのカリキュラムの概要

(簿記会計学通信研修)

研 修 課 目	回 数
簿記論 (理論・計算)	4回
財務諸表論 (理論・計算)	

(税務会計研修)

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 税法課目	1 8	4 経営分析	1 0
所得税法	6	経営分析	1 0
法人税法	6		
徴収関係法	6	5 演習	1 1 8
2 税法関連課目	1 8	地方税演習	5
今後の地方税制の展望	2	徴収方法演習	1 0
都道府県税の当面の課題	1	簿記・会計学演習	1 0 3
市町村税の当面の課題	1	商業簿記演習	(51)
会社法	6	工業簿記演習	(16)
税務会計	4	財務諸表論演習	(36)
税務争訟	4		
3 会計学、簿記論	9 7	6 その他	1 9
(会計学)		地方自治と公務員	1
会計学総論	9	地方分権と財務会計	2
貸借対照表論	1 4	特別講義	2
		卒業生講話	1
連結財務諸表論	6	校長講話	1
		体育	2
損益計算書論	1 4	修了試験	6
(簿記論)		入校式等行事	4
商業簿記	3 7		
工業簿記・原価計算	1 7		
		合 計	2 8 0

# 監査・行政評価専門課程

## 1 目的

住民ニーズの多様化・複雑化、国・地方を通じた厳しい財政状況などを背景に、地方公共団体の施策、事務事業はより効果的かつ効率的に行うことが求められており、監査委員等による監査の充実はもとより、行政評価、内部統制など地方公共団体の組織全体で行財政運営の適正を確保することが重要となっています。

監査・行政評価専門課程においては、昨年まで実施していた監査専門課程を再編し、監査担当職員に限らず、施策立案、予算執行等を担当する首長部局職員も対象に、基本となる会計課目から監査、評価の理論、実務にわたる課目まで広範・実践的な研修を行います。

## 2 研修課目

### (1) eラーニングによる事前履修

本課程の宿泊研修での講義・演習は、地方税財政制度、行政法等について一定の知識を有していることを前提としており、eラーニングの所定の課目を入校までに履修、修了することとします。必修課目は次のとおりです。

地方税財政制度、行政法、民法（物権、契約の部分）、経済学

### (2) 宿泊研修

#### ア 講義課目

##### (ア) 会計

地方公共団体の行財政運営の基本となる財務会計制度について、民間企業の会計基準との比較を通じて理解を深めるための課目により編成します。

##### (イ) 監査

現行の監査制度の趣旨・仕組みや中長期の課題のほか、財務監査だけでなく行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求監査など多岐にわたる監査実務の実例を通じて、実践的な知識、技能を修得するための課目により編成します。

##### (ウ) 行政評価

施策、事務事業が効果的かつ効率的に達成されているかどうかをチェックする行政評価の理論、具体的手法についての高度な知識を修得するための課目により編成します。

#### イ 演習

実際の監査資料、決算書等を題材とした検討作業、議論などを通じて、監査、評価の実務に必要な実践的な能力を養成します。

なお、この課程を修了し、監査実務の指導者として必要な知識、技能を有すると認められる者については「自治体監査実務指導者」として認定します。

### 3 対 象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

### 4 研修期間

第15期 平成26年11月12日（水）から12月26日（金）まで（期間中、11月22日（土）～25日（火）は、休校期間とします。）

### 5 定員

80名

### 6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名

### 7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。なお、「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に地方公共団体における課長補佐、係長又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。  
ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください）。
- (5) 推薦の方法等については、31頁以降を参照してください。

### 8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

## 監査・行政評価専門課程のカリキュラムの概要

### eラーニング

履 修 課 目	内 容
<必修課目> 地方税財政制度 行政法 民法（物権、契約の部分） 経済学	入校決定後、宿泊研修の開始（入校） までに履修、修了する。

### 宿泊研修

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 会計	5 8	3 行政評価	1 8
会計学	2 1	行政経営の理論と実践	2
簿記	1 8	公益事業論	6
地方財務会計	1 5	自治体政策評価	2
公益法人その他の会計	4	経営分析論	6
		財政健全化指標の活用	2
2 監査	2 8		
地方分権と監査制度	2	4 演習	3 2
監査論	1 5	監査実務の課題研究	1 0
内部統制	2	財務監査・出納検査事例演習	5
監査実務	9	決算・健全化審査事例演習	1 3
(工事監査)	(2)	住民監査請求監査事例演習	4
(行政監査)	(1)		
(財政援助団体等監査)	(2)	5 その他	8
(住民監査請求監査)	(2)	校長講話	1
(住民訴訟)	(2)	公務員倫理と使命感	1
		体育	2
		入校式等行事	4
		合 計	1 4 4

# 特 別 研 修

## 1 目的

これまでの自治大学校の中央研修機関として果たしてきた役割を踏まえ、更にそれを強化するため、他の大学院等の高等教育機関と連携した特別研修を実施することにより、地方分権時代に対応した、より高度かつ専門的な知識・能力を備えた将来の自治体を担う幹部候補職員を育成します。

## 2 研修内容

### (1) 修士課程連携特別研修

#### ① 趣旨

政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院と連携し、地方分権時代に相応しい、実践的で高度な政策形成能力及び行政管理能力の向上を図り、地方公共団体における幹部候補職員の養成を行うため、これまでの試行の成果を踏まえ、修士課程連携特別研修を実施します。

#### ② 対象者

- ・政策研究大学院大学修士課程のうち、「地域政策プログラム」、「まちづくりプログラム」、「知財プログラム」、「教育政策プログラム」に在籍する地方公務員
- ・一橋大学国際・公共政策大学院修士課程のうち、「公共法政プログラム」に在籍する地方公務員

#### ③ 実施方法

- ・特別研修生は、年度後期の第1部課程の研修生として、自治大学校長の指定する課目を履修します。
- ・特別研修生に対しては、第1部課程に係る研修効果の測定を実施します。

#### ④ 修了要件

- ・政策研究大学院大学又は一橋大学国際・公共政策大学院において修士の学位を取得すること。
- ・第1部課程の研修生として、③に規定する事項の成績により、当該課程を修了したものと認められること。

#### ⑤ 特別研修に要する経費

- ・特別研修に要する経費のうち、自治大学校に係るものについては、第1部課程研修に要

する経費を徴収します。

・政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程に係るものの徴収については、それぞれの大学に定めるところによることとします。

#### ⑥ 宿舎関係

年度後期については原則として自治大学校宿舎に入居するとともに、年度前期についても同宿舎に入居可能とします。

#### ⑦ 受付関係

本特別研修の受付事務は、自治大学校で実施します。ただし、修士課程に係るものについては、政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の定めるところによることとします。

### (2) 医療政策短期特別研修

#### ① 趣旨

未曾有の超高齢社会への対応は我が国喫緊の課題であり、医療はその重要な柱の1つとなっています。その際重要なことは、狭義の医療に限定せず、保健・介護・福祉・住宅・就労などの関連領域さらには“まちづくり”まで視野に入れた総合的・戦略的な政策展開を図ることです。このため、政策研究大学院大学と連携し、今日大きな課題となっている医療政策の企画立案能力を強化するため、医療政策短期特別研修を実施します。

#### ② 研修課目

政策研究大学院大学が中心となり、自治大学校とともに講義・演習を実施しますが、研修課目の詳細については、政策研究大学院大学において別途定めることとします。

(主な研修内容) [予定]

全体で72時限(1時限当たり90分)うち講義約40時限 演習約30時限

[総論]

「人口構造の変容と政策課題」「医療政策の変遷・理念・課題に関する概論」等

[各論]

「医療供給制度と医療計画論」「介護保険事業計画等の計画・政策論」「レセプトやDPCデータを用いた地域医療の分析・活用方法」「在宅医療の展開」「医師不足問題」「地域医療の課題と対策」「公立病院改革とモデル事例」「消防と医療の連携推進」等

[演習]

「具体的な問題事例を通じた事例演習」「テーマ別グループ討議」「実地見学(東京近郊2カ所程度)」「研修成果の個別発表」等

※その他、医師会や病院団体幹部による特別講義等を予定しています。

③ 対象者

医療政策の企画立案を担う都道府県及び市町村の職員とします。役職は、原則として課長及びこれに相当する職にあるものとしますが、将来当該自治体で医療政策を担うことが期待される優秀な者であれば、年齢・役職等は問いません。

なお、医療関係団体等の職員も参加の予定です。

④ 実施時期

平成26年7月8日（火）～8月1日（金）（予定）

⑤ 研修場所

原則として政策研究大学院大学としますが、一部の講義は、自治大学校にて実施する場合があります。

⑥ 定員

25名

⑦ 特別研修に要する経費

特別研修に要する経費の徴収については、政策研究大学院大学において別途定めるところによります。

⑧ 宿舎関係

希望により自治大学校宿舎に入居可能とします。（負担金については他の自治大学校の研修と同様とします。）

⑨ 受付関係

本特別研修の受付は、政策研究大学院大学において行います。ただし、自治大学校入寮関係の事務は、自治大学校において行います。

(3) 人材育成特別研修

① 趣旨

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大するなかで、地域の課題に対応できる人材の育成が求められており、各地方公共団体においては、人材育成、職員研修の充実が課題となっています。そこで中央研修機関である自治大学校において、各地方公共団体の人材育成、研修担当者を対象に、研修企画力の強化のための人材育成研修を実施します。

- ② 研修課目  
講義、演習、情報・意見交換の課目を予定しています。
- ③ 対象者  
都道府県及び市町村等の研修所、研修担当課等の職員とします。
- ④ 実施時期  
平成27年2月に1週間程度を予定しています。
- ⑤ 定員  
60名程度
- ⑦ 特別研修の受付及び経費  
特別研修の受付及び必要な経費については、別途連絡します。



# 推 薦 方 法 等

## 1 推薦の方法

研修生の推薦に際しては、各課程における選考の基準に該当する者を選考して、推薦に必要な書類を取りまとめて提出してください。

なお、提出先については以下のとおりです。該当しない場合は、自治大学校へ提出してください。

### (1) 第1部課程

自治大学校に書類を提出してください。

### (2) 第2部課程

市にあつては全国市長会（ただし、議会事務局職員については全国市議会議長会。）に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

### (3) 第1部・第2部特別課程、第3部課程、政策専門課程

指定都市を除く市にあつては、全国市長会（ただし、議会事務局職員については全国市議会議長会。）に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

### (4) 税務専門課程税務・徴収コース及び会計コース、監査・行政評価専門課程

指定都市以外の市にあつては全国市長会に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

## 2 推薦に必要な書類

### (1) 各課程共通事項

ア. 推薦書 1部（様式1）

イ. 履歴書 1部（様式2）

ウ. 写 真 4.5cm×3.5cmのもの（パスポート申請用のものと同規格） 3枚

いずれも、無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの。裏面に所属団体名及び氏名を記入してください。なお、写真のうち、1枚は履歴書へのり付けしてください。

### (2) 各課程共通事項のほか、該当の課程で必要な書類

・税務専門課程 会計コース

簿記検定合格証書の写し

## 3 研修生の派遣及び研修に要する経費

研修生の派遣及び研修に要する経費は、別表1のとおりとなっています。

なお、当該経費の徴収業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき委託事業者として決定する公共サービス実施民間事業者が行います。

また、当該事業者は、徴収した経費の国等への納入業務も併せて行います。

## 4 推薦受付期間

研修生の推薦の受付期間及び該当の課程は、次のとおりです（別表2参照）。

		課 程	推 薦 受 付 期 間
一 般 研 修	第 1 部	第 1 2 2 期	平成 2 6 年 1 月 2 7 日 ( 月 ) から 2 月 7 日 ( 金 ) まで
		第 1 2 3 期	平成 2 6 年 7 月 2 2 日 ( 火 ) から 8 月 1 日 ( 金 ) まで
	第 2 部	第 1 7 0 期	平成 2 6 年 2 月 2 4 日 ( 月 ) から 3 月 7 日 ( 金 ) まで
		第 1 7 1 期	平成 2 6 年 7 月 2 2 日 ( 火 ) から 8 月 1 日 ( 金 ) まで
		第 1 7 2 期	平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日 ( 火 ) から 1 0 月 2 4 日 ( 金 ) まで
	第 1 部 ・ 第 2 部 特別課程 第 2 7 期		平成 2 6 年 2 月 2 4 日 ( 月 ) から 3 月 7 日 ( 金 ) まで
第 3 部 第 1 0 5 期		平成 2 6 年 4 月 7 日 ( 月 ) から 4 月 1 8 日 ( 金 ) まで	
専 門 研 修	政 策 専 門	第 9 期	平成 2 6 年 4 月 2 1 日 ( 月 ) から 5 月 1 日 ( 木 ) まで
		第 1 0 期	平成 2 6 年 7 月 2 2 日 ( 火 ) から 8 月 1 日 ( 金 ) まで
	税 務 専 門	税務・徴収コース 第 1 2 期	平成 2 6 年 5 月 1 2 日 ( 月 ) から 5 月 2 3 日 ( 金 ) まで
		会計コース 第 3 2 期	平成 2 6 年 1 月 2 7 日 ( 月 ) から 2 月 7 日 ( 金 ) まで
	監査・行政評価専門課程 第 1 5 期		平成 2 6 年 6 月 3 0 日 ( 月 ) から 7 月 1 1 日 ( 金 ) まで

## 5 その他

研修生の推薦が定員を超え受け入れが困難な場合は、自治大学校において選考し、受け入れができなかった団体には、その旨連絡します。

様式1


自治大学校 第 部課程 第 期研修生推薦書  
( 専門課程 コース)

- 1 所属団体名  
(本庁所在地)  
(郵便番号) (電話番号)
- 2 所属部署名  
(部、課、係等の名称)  
(直通電話番号) (メールアドレス)
- 3 役職名
- 4 (ふりがな)  
氏 名 性別(男・女)
- 5 生年月日 年 月 日生 (入校日現在満 歳 月)
- 6 (ふりがな)  
現住所  
(郵便番号) (電話番号)
- 7 最終学歴  
(卒業等年月日)
- 8 給 与 級 号給 ( 級制)
- 9 勤務年数 年 月 (当該事務経験年数<専門課程のみ> 年 月)
- 10 年齢要件に該当しない者を推薦する場合はその理由
- 11 健康上配慮すべき事情がある場合はその事情

上記のとおり推薦します。

( 事務担当課  
郵便番号  
所在地  
担当者名  
電話番号  
FAX番号  
メールアドレス )

平成 年 月 日

任命権者 職 氏 名   
(任命権者の印を押印)

自治大学校長 殿

(様式1についての注意事項)

1 記載上の注意

- (1) 5の「年齢」欄は、入校日現在で記入してください（1月に満たない場合は切り捨ててください）。
- (2) 7の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
- (3) 9の「勤務年数」欄は、入校日現在における地方公務員としての勤務年数を記載してください。
- (4) 税務専門課程会計コースの場合は税務事務経験年月を、税務専門課程税務・徴収コースの場合は税務事務のうち税務・徴収事務経験年月を、監査・行政評価専門課程の場合は監査、出納、予算調整事務経験年月をそれぞれ9の「勤務年数」の欄に（ ）書してください。
- (5) 10の「年齢要件に該当しない者を推薦する場合はその理由」欄は、年齢要件に該当しない者を推薦する場合に、その理由を簡潔に記載してください。
- (6) 11の「健康上配慮すべき事情がある場合はその事情」欄は、自治大学校での研修生活を送るに当たって、何らかの配慮を求める事項がある場合に、当該事項を記載してください。

2 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。

様式 2

履 歴 書

1	所属団体名				
2	氏 <small>(ふりがな)</small> 名			4.5 c m	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">写 真 (のり付け)</div>
3	生 年 月 日	年	月	日生	
4	最 終 学 歴 (卒業等年月日)				
5	研修に関する事項 (研修の期間)		(研修の名称)		
6	履歴事項 (発令年月日)		(発令事項)		(発令庁)

備 考

- 1 履歴書は、任命権者が作成してください。
- 2 作成上の注意
  - (1) 4の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
  - (2) 5の「研修に関する事項」欄には、当該地方公共団体で実施した研修についても記載してください。税務専門課程「会計コース」については、特に研修内容についても記載してください。
  - (3) 6の「履歴事項」欄は、発令事項を発令順に詳細に記載してください。ただし、昇給の記載は不要です。  
なお、民間経歴等のある場合は、その主要な事項を記載してください。
- 3 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。

別表1

## 研修に要する経費

	課程名	経費		備考	
一般研修課程	第1部	納入金	寄宿舎管理運営経費	335,400円	注1、2参照
			図書教材経費	132,800円	
			小計	468,200円	
		校友会費	10,000円	注3参照	
		合計	478,200円		
	第2部	納入金	寄宿舎管理運営経費	171,600円	注1、2参照
			図書教材経費	91,700円	
			小計	263,300円	
		校友会費	10,000円	注3参照	
		合計	273,300円		
	第1部・第2部特別	納入金	寄宿舎管理運営経費	62,400円	注1、2参照
			図書教材経費	50,600円	
			小計	113,000円	
		校友会費	10,000円	注3参照	
		合計	123,000円		
	第3部	納入金	寄宿舎管理運営経費	62,400円	注1、2参照
図書教材経費			30,400円		
小計			92,800円		
校友会費		10,000円	注3参照		
合計		102,800円			
専門研修課程	政策専門	納入金	寄宿舎管理運営経費	44,200円	注1、2参照
			図書教材経費	37,400円	
			小計	81,600円	
		校友会費	10,000円	注3参照	
		合計	91,600円		
	税務専門 (税務・徴収コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	109,200円	注1、2参照
			図書教材経費	59,200円	
			小計	168,400円	
		校友会費	10,000円	注3参照	
		合計	178,400円		
	税務専門 (会計コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	213,200円	注1、2参照
			図書教材経費	72,400円	
			小計	285,600円	
		校友会費	10,000円	注3参照	
		合計	295,600円		
	監査・行政評価専門	納入金	寄宿舎管理運営経費	119,600円	注1、2参照
図書教材経費			62,500円		
小計			182,100円		
校友会費		10,000円	注3参照		
合計		192,100円			

- 注1 納入金は、施設・設備維持管理、光熱水料等の寄宿舎管理運営経費及び図書教材経費に充てるものです。
- 2 表中の経費には、次の経費が含まれていないので、派遣団体において研修生に支給又は配慮されるようお願いいたします。
- (1) 入校時及び帰庁時に要する経費
  - (2) 政策立案研究及び事例演習等に係る資料の収集、報告書の作成等を行うために、研修期間中の休校期間を利用して帰庁する場合の旅費（第1部課程においては3回、第2部課程、税務専門課程会計コース及び監査・行政評価専門課程においては1回）
  - (3) 第1部課程にあつては、政策立案研究の報告書作成に要する経費（実地調査、資料収集等）
  - (4) 通信研修のための事前オリエンテーションへの出席に要する経費（第1部・第2部特別課程及び税務専門課程会計コース）
- 3 校友会費は、自治大学校卒業生の会である自治大学校校友会活動費に充てられるものであり、「校友会名簿への登載」、「校友だよりの発行」等の事業のほか、各支部が行う研修活動の補助等にも充てられます。
- 4 職員の研修に要する経費は、普通交付税算定の際の基準財政需要額に算入されていません。
- 5 当校の食堂を利用した場合は、1日当たりの食費が1,700円程度になると見込まれます（実際には、食堂では金額の異なる複数のメニューを用意しており、食費は食事の都度、研修生が支払います。なお、表中の経費には食費は含まれておりません。）。

別表 2

平成 26 年度研修期間及び推薦受付期間一覧

推薦受付期間  
研修期間

区	分	26年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	
一般研修	第1部	1月27日～2月1日		8火 25金 休26～6	7水	19木 24火 休20～23	22火～1金	8金 18月 休9～17	5金							
	第1部						22火～1金			15水	21金 26水 休22～25	26金 休27～5	6火	6金 12水 休7～11	13金	
	第2部		24月～7金		8木	19木 24火 休20～23										
	第1部						22火～1金			7水	21金 26水 休22～25	18木				
	第2部									14火～24金				6水	6金 12水 休7～11	19木
	第3部															
専門研修	第1部		24月～7金			e-ラーニング(事前履修)			9水	3金						
	第2部			7月～18金			8水 31木									
	第3部				21月～1木											
	第9期						23水 8金									
	第10期						22火～1金			21水 7金						
	第12期				12月～23金				19水	1水						
第3期	1月27日～2月1日			通信研修			1水	8金 18月 休9～17	30水							
第5期						30月～11金			e-ラーニング(事前履修)	12水 21金 26水 休22～25	26金					



## 総務省自治大学校

〒190-8581  
東京都立川市緑町10番地の1

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/jitidai/index.htm>

部課室名	電 話 (直 通)	F A X
庶務課	042-540-4501	042-540-4510
教務部	042-540-4502	042-540-4505
教授室	042-540-4506	042-540-4503
研究部	042-540-4545	042-540-4504